

自転車は車の仲間 ルールとマナーを守りましょう

自転車安全利用

五則

めいせ!
自転車マナー
アップ!

を守ろう!



- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

東淀川区役所 ・ 東淀川警察署

☎ 06-4809-9819

☎ 06-6325-1234